

## 赤磐市広告掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、赤磐市広告掲載取扱要綱第4条第2項の規定に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

### (個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

### (規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業
- (3) 投機の商品に関する業種
- (4) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。)に関する業種
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者
- (6) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (7) 法律、法律に基づく命令、条例又は規則に違反しているもの
- (8) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反しているもの
- (9) その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

### (掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
  - オ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

- カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
  - ケ 社会的に不適切なもの
  - コ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現、根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
  - イ 投機心又は射幸心を著しくあおる表現  
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
  - ウ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、都度適否を検討するものとする。
  - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(ホームページに関する基準)

第6条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブページの内容についてもウェブページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部または一部を準用することができる。

(広告内容・表示に関する個別の基準)

第7条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体主管課が検討し、判断するものとする。この場合において、内容の訂正又は削除等が必要な場合は広告主に依頼することとし、広告主は正当な理由がある場合以外は訂正又は削除に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成23年11月7日から施行する。